



株式会社による病院・診療所の経営

常任理事・情報広報部長 中川俊男

今年の6月28日、北海道旭川市と三井物産株式会社は、共同で内閣府に構造改革特区および地域再生の提案を申請しました。その内容は、高度医療センターの整備、国際研修センターの整備、旭川空港の国際化の3本柱からなる国際交流拠点プロジェクト事業です。特に、高度医療センターの整備の内容は、株式会社による、(1)保険診療で医療を提供できる医療機関の設置と運営、(2)高度医療機関の設置・運営、(3)高度先進医療の特定承認保険医療機関の承認、を求めるもので、医療界に大きな波紋を投げかけました。

株式会社の医療機関経営参入における法的基盤について、改めて整理してみました。



昨年5月に成立し10月1日に施行された改正構造改革特別区域法（以下「新特区法」という）によって、自由診療で高度な医療を提供する場合に限り、株式会社は構造改革特区内で医療機関を営営することが認められるようになりました。

この新特区法施行前の9月30日に公布された厚生労働省告示・省令（医療法施行規則に関わるもの）では、「高度な医療」とは、高度な技術を用いて行う倫理および安全性の観点から問題がないと認められる以下の6種類と規定されています。①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断、②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生および移植による再生医療、③肺がんおよび先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療、④高度な技術を用いて行う

美容外科医療、⑤提供精子による体外受精、⑥その他前各号に掲げる医療に類する医療、とされています。また同時に、株式会社が高度医療の提供を行う病院または診療所が満たすべき構造設備、人員その他の事項についての基準、株式会社が広告を行うに当たって守るべき広告の方法および内容に関する基準が示されています。

同時に出された医政局長通知では、上記⑥は、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるために規定したとしています。また、上記の高度な医療が高度先進医療など医療保険の対象となった場合には、当該医療が新特区法に規定する「高度な医療」ではなくなることから、株式会社が新たに当該医療に参入することは認められなくなるとしています。

以上のように「新特区法」には、たとえ構造改革特区内であっても、株式会社が医療機関の経営に参入する際の厳しい規定が設けられています。

今回、旭川市が三井物産株式会社と共同で提案したプロジェクト事業の一つである高度医療センターの整備について、法令の解釈を審査する厚生労働省からは3項目とも、「特区・地域再生として対応不可」という措置になる見通しとされています。しかし、今後、構造改革特区における申請は、「新特区法」の改正を視野にいたした提案も予想されます。

各郡市医師会と北海道医師会が密接に連携し、日常的に情報を共有化するなど、健全な地域医療を死守するための持続的な活動が求められています。